十四　［略］
十五　［略］
十六　廃棄物埋設施設の施設管理に関すること。
［号を削る。］
十七　［略］
十八　［略］
十九　［略］
二十　［略］

3　法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第六号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

［4・5　略］

［条を削る。］

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条　令第三十七条の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一～三　［略］
四　令第三十七条第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　［略］
六　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
七　［略］
八　［略］

3　［略］

第二十二条の三　削除

十七　［同上］
十八　［同上］
［号を加える。］
十九　廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。
［同上］
二十一　［同上］
二十二　［同上］
二十三　［同上］

3　法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号又は前項第八号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

［4・5　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二　法第五十一条の十八第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り
二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
三　従業者その他関係者に対する質問
四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条　［同上］

［一～三　同上］
［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］
［号を加える。］
六　［同上］
七　［同上］

3　［同上］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第二十二条の三　法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2　前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り